

てんかん専門医試験の施行に関する内規

てんかん専門医制度第3条（申請資格）を満たす者に対し、指定した期日と場所で試験を行う。

1. 試験委員会の用務

- (1) 試験問題の作成
- (2) 記述試験および面接試験の実施と採点
- (3) 合否の判定

2. 試験方法

(1) 記述試験

記述試験では、てんかん学に関する臨床的、基礎的な基本知識を問う。

(2) 面接試験

面接試験は2形式で、てんかん臨床に関する専門的知識と経験を問う。

第1は、受験者が提出した自験例の詳細な症例記述（1,200字程度）5例の中から選んで、その記述内容および関連事項について複数の試験委員あるいは評議員により口頭試問を行う。

第2は、試問用に準備された症例、画像、脳波などについて、同様に口頭試問を行う。

3. 審査方法と合否の判定

- (1) 記述試験、面接試験における採点を、公平に、かつ採点し易くするために、多数のチェック項目を定めておき、項目ごとに4段階評価して合計する。
- (2) 合否は試験委員会の審査により、理事会の承認を経て決定される。